

都内に本部がある大学の**東京圏内のキャンパス**に
4年以上在学する**大学生・大学院生**の方必見！

東京圏

Tokyo-Ken

から

青森

Aomori

への

就職活動

移住

に要した
の際の

交通費

移転費

&

を**支援**します！

東京圏からの就職活動等に要した
交通費の1/2を支給
（上限 17,000円）
東京圏から青森県に移住した際の
移転費を支給
（上限 108,000円）

東京圏以外の方にも、就職活動やインターンシップ等の参加に要した
交通費（上限17,000円）& 宿泊費（上限5,000円）を
支援する制度があります！詳しくは青森県庁HPでご確認ください



詳細はこちら

青森県 こども家庭部 若者定着還流促進課
（青森県青森市長島1丁目1-1）

TEL : 017-734-9174 E-mail : wakamono@pref.aomori.lg.jp

お問合せ先



制度の詳細は県HPへ

1. 支給金額

- ◆ 東京圏からの就職活動等に要した交通費の2分の1に相当する額（上限17,000円）
- ◆ 東京圏から青森県に移住する際に係る移転費（上限108,000円）

2. 要件（以下全てを満たしていること）

（1）移住関係

①移住元	◆ 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏（※）内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了している。（ただし、就職活動等に係る交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象。） ◆ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住している。 （※）東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のこと（条件不利地域を除く）
②移住先	◆ 青森県内に移住したこと。（ただし、就職活動等に係る交通費については、青森県内に所在する企業等への就職が内定している場合も対象。） ◆ 申請日において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。 ◆ 申請日から5年以上、移住先の市町村に継続して居住する意思を有していること。 <在学中に交通費を申請する場合> ◆ 申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。 ◆ 卒業後に青森県内に所在する企業等に就職し、青森県に移住する意思を有していること。

（2）就業関係

①就業先	◆ 勤務地が青森県内に所在する企業等に、大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。 ◆ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。 ◆ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ◆ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。（ただし、市町村が機関を指定して対象としている場合があります。詳細は移住先の市町村に直接ご確認ください。） ◆ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営者を担う役職を務めている法人ではないこと。（ただし、移住に係る経費（移転費）については、市町村の判断により対象としている場合があります。詳細は移住先の市町村に直接ご確認ください。）
②就業条件	◆ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 ◆ 青森県への勤務地限定社員としての採用であること。

3. 申請方法

申請書、内定先企業による就業証明書、在学証明書、交通費・移転費の領収書及び本人確認書類に加え、上記2の要件に該当することを証する書類を**移住先の市町村に提出**してください。
申請書等の様式及び必要書類については、**移住先の各市町村担当課へお問合せください。**
各市町村担当課の連絡先は、県HPに掲載しています。

詳細はこちら



県HP : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/wakamono/chihousyusyokushien.html>